

○横浜港埠頭株式会社契約事務細則

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 横浜港埠頭株式会社（以下「会社」という。）契約規程に定める契約に関する事務の取り扱いについては、別に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(契約・入札委員会)

第2条 工事の請負等に係る競争契約に関すること及び工事の請負等の契約手続きに関する諸規定等を公正に審議するために、会社に契約・入札委員会（以下「契約委員会」という。）を設ける。

2 契約委員会の構成及び運営に関して必要な事項は別に定める。

第2章 競争契約

第1節 共通事項

(競争契約の方法)

第3条 横浜港埠頭株式会社契約規程（以下「規程」という。）第3条に定める競争契約の方法は、一般競争契約、指名競争契約、その他契約・入札委員会で決定した契約によるものとする。ただし、契約に係る予定概算額が300万円未満の場合においては、2者以上の見積り合せによるものとするができる。

2 前項に定める契約の実施は、紙入札によるもののほか、電子入札システムを利用する方法により事務手続きを行うことができる。

第2節 競争参加資格

(競争入札参加資格及び参加制限)

第4条 競争入札に参加しようとする者の資格については、原則として、横浜市契約規則（昭和39年市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録された者とする。

2 電子入札案件にあつては、第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載され、かつ当社電子入札システムを利用可能なICカードを取得している者とする。

3 前2項の有資格者のうち、社会通念上著しく不適当な行為があつたと認められる者があるときは、1年以内の範囲内において期限を定め、その者を競争に参加させないことができるものとする。

(入札の通知)

第5条 競争契約に付そうとするときは、競争に参加する者に書面その他の方法により、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 競争執行の場所及び日時
- (4) 規程第7条に定める入札保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事
- (5) 電子入札案件の場合は、その旨
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定により競争に参加する事を通知した者に対して、指定した場所及び日時において、次の各号に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を交付しなければならない。

- (1) 図面
- (2) 仕様書
- (3) その他必要な書類

3 前項に規定した日時に書類の交付を受けなかった者は、原則、入札に参加することができない。

（予定価格の設定）

第6条 規程第4条の規定により予定価格を設定するときは、入札等に付する事項に関する仕様書、設計書、取引の実例価格等によって予定価格を定めなければならない。

2 予定価格は、入札に付する事項の価格を総額について定めなければならない。ただし、契約性質上必要があると認められる場合は、単価についての予定価格を定めることができる。

3 前2項に定める予定価格を設定した場合は、その価格を記載した予定価格書は封書にし、開札の際これを開札場所におかななければならない。ただし、規程第6条第1項第4号により、予定価格を公表している場合はこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項の規定により予定価格調書を作成して封書にし、開札場所に備えることに代えて、開札の日時までに電子入札システムに予定価格を登録することができる。この場合においては、正当な権限を有する者以外の者に当該予定価格を認知できない措置を講じなければならない。

4 第1項および第2項に定める予定価格の設定にあたって、起工額、又はこれに類する積算額を予定価格とする場合は、前項の取扱いを省略することができる。

5 予定価格は、契約の相手方が決定した後公表することができる。

（調査基準価格の設定）

第6条の2 会社は、必要があるときは、あらかじめ、一般競争入札により工事又は製造

その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるかどうかについての調査を行うための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けるものとする。

（最低制限価格の決定）

第6条の3 会社は、横浜市からの受託業務である南本牧ふ頭埋立造成にかかる建設発土受入業務委託契約の一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。その場合は、次の各号に掲げる契約区分に応じ、当該各号の定める範囲内で定めるものとする。

- (1) 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負契約 予定価格の10分の9.5から10分の7まで
- (2) 前号に掲げる契約以外の契約 予定価格の10分の8.5から10分の6まで
（複数年契約）

第7条 規程第5条に定める契約を締結する場合において、第6条第2項に規定する予定価格は、当該契約期間の総額をもって定めなければならない。

- 2 第1項に定める契約を締結する場合において、入札者等は当該契約期間の総額をもって入札等を行わなければならない。
- 3 前2項の場合であっても、当該契約が第6条第2項ただし書きの規定により、単価による予定価格が定められたときは、単価による入札等を行わなければならない。

（入札書の提出）

第8条 会社が競争入札を執行するときは、別に定める場合を除き、入札に参加する者（代理人を含む。以下「入札参加者」という。）に入札の通知で示した場所及び日時に入札書を持参させ、入札箱に投入させるものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る競争入札等に参加しようとするものにあつては、入札金額その他別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）と併せてこれを所定の入札期間内に代表取締役社長あてに送信しなけ

ればならない。

3 前項の情報は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に代表取締役社長に到達したものとみなす。

(入札書の引換え等の禁止)

第9条 入札参加者がいったん入札箱に投入した入札書は、引換え、変更又は取消しをさせてはならない。

(不正入札参加者の排除)

第10条 入札参加者のうち第4条第3項に掲げる行為をしたと認められるものがあるときは、その者を当該入札から排除することができる。

(開札)

第11条 開札は、入札の通知で示した場所及び日時に、入札参加者全員の入札書が入札箱に投入されたことを確認した後、ただちに、入札参加者を立ち合わせて行わなければならない。なお、電子入札システムを利用した場合は、開札時に入札参加者を立ち合わせる必要はないものとする。

(入札の有効等)

第12条 入札価格の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあつたときも同様とする。

2 入札は、次の各号の一に該当するときは、無効としなければならない。

ア 入札書に金額の記載がないとき、又は金額が訂正されているとき。

イ 入札参加者の記名又は押印がないとき。

ウ 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確なとき。

エ 入札の目的に示された要件と異なっているとき。

オ 入札参加者による条件が付されているとき。

カ 同一入札参加者による同一事項の入札書が2通以上投入されているとき、又は入札参加者が他の入札参加者の代理人として入札書を投入したとき。

キ 第14条に定める再度入札の場合において、前回の入札の最高額以下または最低額以上の価格で入札されているとき。

ク 前各号に掲げるほか、会社の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

ケ 電子入札案件であつて第8条第2項の方法により所定の入札期間内に当社代表取締役まで到達しないとき。

コ 電子入札案件であつて第8条第2項に規定する方法によらないとき。

- 3 前項各号の一に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を入札参加者全員に知らせなければならない。

(再度入札)

- 第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに、再度の入札をすることができる。
- 2 再度の入札を行うときは、当初の入札に参加しなかった者、第10条に規定する不正入札参加者及び第12条第2項の規定により入札を無効とされた者を参加させてはならない。
 - 3 再度の入札を行うときは、当初の入札条件を変更してはならない。

(不落による随意契約)

- 第14条 別の定めによる競争に付しても入札者がいないとき、又は再度入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、この細則第6条に定める予定価格（以下「予定価格」という。）その他の条件を変更することができない。

(落札者の決定)

- 第15条 開札をした場合において、規程第9条に定める落札となるべき価格を2者以上の者が入札した場合は、ただちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 2 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、辞退したものとみなす。
 - 3 電子入札において、紙入札参加者があった場合で、電子入札参加者と紙入札参加者が規程第9条に定める落札となるべき価格となった場合においては、電子入札参加者を優先するものとし、紙入札参加者をくじによる落札候補者の選定に含めないものとする。

(落札者等の通知)

- 第16条 開札の結果、落札者が決定したときは、その者の氏名及び落札となった金額を、入札参加者全員に知らせなければならない。

(最低制限価格を設定した場合の手続)

- 第16条の2 会社は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が最低制限価格に満たないときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(契約不成立のときの随意契約)

第17条 落札者が契約を結ばないときは、その予定価格の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(入札経過及び契約締結書の作成)

第18条 入札を終了したときは、入札の経過を明らかにした入札経過及び契約締結書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存しなければならない。

2 規程第6条に規定する公表を行った場合は、前項の規定により作成した入札経過のうち、公表した内容についての経過を公開しなければならない。

(指名競争入札等の範囲)

第19条 会社が、指名競争契約により、工事等の請負契約を行なう場合は次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 入札等により工事等の請負者を決定するにあたって、十分な競争性が確保されている場合。
- (2) 他の競争入札等を行なうことにより、会社にとって不利益が生じる恐れがあるとき。
- (3) 他の競争入札等を行なうことにより、特に事務手続きが煩雑になる恐れがあるとき。

(指名競争参加者の指名)

第20条 工事の請負等に係る指名競争入札等の参加するものを指名するときは、横浜港埠頭株式会社契約・入札委員会要綱第3条に規定する委員会（以下「委員会」という。）が、指名しなければならない。

第3章 随意契約

(適用範囲)

第21条 規程第3条に定める随意契約による場合は、次の各項に掲げるものとする。

2 価格低減及び品質確保が図れる場合で、かつ入札等の競争契約に付すよりも有利であり、契約・入札委員会で認められた場合とする。

3 次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を適さない場合であって次のアからクまでの一に該当するとき。

ア 特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者が他人にその権利の実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であって、当該権者と工事、製造その他に

についての請負又は物件の買入れ等をするとき。

イ 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作させるとき。

ウ 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買い入れるとき。

エ 電気、ガス又は水の事業者が電気、ガス又は水の供給を受けるために必要な工事を請け負わせるとき。

オ 業務遂行上必要な試験、研究、調査及び設計を委任し又は請け負わせるとき。

カ 国、地方公共団体その他公益法人及び特別の法律により設立された法人（以下「国等」という。）と契約を締結するとき。

キ 会社が取得した物件を旧所有者又は一般承継人に売払い又は貸付をするとき。

ク その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。

(2) 災害応急復旧等の緊急の必要により競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが不利と認められる場合であって次のアからエまでの一に該当するとき。

ア 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れ等に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

イ 物件の改造又は修理を、当該物件の製造者又は納入者以外の者に履行させることが困難又は不利であるとき。

ウ 急速に契約しなければ契約の機会を失い、又は不利な価格で契約を締結しなければならないおそれがあるとき。

エ 時価に比べ著しく有利な価格をもって契約する見込があるとき。

(4) 業務上特に必要とするものや専門性の高いものと認められるもので、契約に係る予定価格が 300 万円未満のもの

(予定価格)

第 2 2 条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。

2 規程第 4 条ただし書きの規定により予定価格の設定を省略することができるものは、次のとおりとする。

(1) 予定金額が 300 万円未満のもの

(2) 郵便料金、電気料金、水道料金等の公共料金およびそれらに類するもので、公表されている価格をそのまま予定価格としてさしつかえないもの。

(3) 図書、定期刊行物等の市場価格をそのまま予定価格としてさしつかえないもの。

(4) 業務上必要で、契約相手が特定される場合に限るもの。

(見積書の徴収)

第 2 3 条 随意契約によろうとするときは、当該契約の相手方として予定している者から

見積書を徴収しなければならない。

- 2 前項の規定により見積書を徴収する場合には、細則第5条の規定に準ずる。
- 3 見積書の徴収は、ファクシミリ等の通信によることができる。

(見積書を省略できる契約)

第24条 第21条に規定する契約のうち、次の各号に掲げるものについては、見積書の徴収を省略することができる。

- 2 物件の買入れに関する契約で次に挙げるもの。
 - (1) 新聞、雑誌、定期刊行物及び法令集等の買入れ契約
 - (2) ガソリンの買入れ契約
- 3 物件の借入れに関する契約で次に掲げるもの。
 - (1) 会議室の借入れ契約
 - (2) 駐車場の借入れ契約
 - (3) 車両の借入れ契約(借入れ期間が3日以内のものに限る)
- 4 委託契約で次に掲げるもの。
 - (1) 自動車の保守整備委託契約
 - (2) 水質検査の委託契約
 - (3) その他法定検査に関する契約
- 5 公共料金で次に掲げるもの。
 - (1) 電気料金
 - (2) 水道料金
 - (3) ガス料金
 - (4) 電信電話料金
 - (5) テレビ受信料
- 6 健康診断に係る契約

第4章 契約の締結

(契約書の作成)

第25条 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項

- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、取締役社長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとし、この旨をあらかじめ契約の相手方に知らせておかなければならない。

(契約書の作成を省略することができる契約)

第26条 規程第10条ただし書きの規定により契約書の作成を省略することができる契約は、契約金額が300万円未満の契約及び契約の性質上契約書の作成を要しないと認められる契約とする。

(請書)

第27条 前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても契約金額が300万円未満の契約については、契約書に代わる書類として契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を提出させなければならない。ただし、契約の性質上請書の徴収を要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

2 前項に規定する請書には、契約の目的、履行期限その他必要な事項を記載しなければならない。

(契約保証金)

第28条 契約を締結する場合には、規程第11条第2項の規定により、契約の相手方をして契約金額（単価による契約にあたっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を納めさせることができる。また、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保証会社との間に会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるとき
- (3) 契約の相手方が入札保証金の納付を免除された者であるとき。
- (4) 随意契約によるとき。
- (5) その他、取締役社長が特に認めたとき。

- 2 契約の内容変更の結果、契約金額を増額した場合においてはその増額の割合にしたがって契約保証金を増額することができる。
- 3 契約保証金については、その受入期間につき利息は付さないものとする。
- 4 規程第17条の規定により契約を解除したときは、その契約保証金は会社に帰属するものとする。

(前払金)

第29条 規程第13条の前払金を支払うことができる範囲は次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 契約金額が24億円未満の場合は、契約金額の100分の30(土木工事、建築工事及び設備工事については100分の40)を超えない範囲で2億4千万円を限度とする。
- (2) 契約金額が24億円以上の場合は、契約金額の100分の10を超えない範囲とする。
- 2 前払金をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の100分の20以上増減したときは、当該変更後の契約金額に応じて前払金を追加払いし、または、還付させることができる。
- 3 前払金の支払を受けたものが次の各号の一に該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。
 - (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
 - (2) 会社との間の当該契約が解除されたとき。
 - (3) 前払金を当該契約に必要な経費以外の支払に充てたとき。

(部分払)

第30条 規程第13条の規定により前払金を支払っている場合の部分払いの額は、次の各号に定める金額の範囲内とする。

- (1) 性質上可分の工事の既済部分に対する支払金額は、既済部分に対する請負代価の10分の9から既済部分に対する代価に相当する額の全請負代価に対する割合を乗じたものを減じた金額
- (2) 性質上可分の工事の完済部分に対する支払金額は、完済部分に対する請負代価から、完済部分に対する代価に相当する額の全請負代価に対する割合を前払い金額に乗じたものを減じた金額。

(監督)

第31条 所管課長は、工事又は製造その他について請負契約を締結したときは、すみやかに、当該契約に係る監督員にその旨を通知するとともに、監督員の氏名を契約の相手方に通知しなければならない。

- 2 監督員は、前項に規定する通知を受けたときは、契約書、仕様書及び図面その他の関

係書類に基づき、当該契約が適正に履行されるよう監督しなければならない。

- 3 所管課長は、特に必要があるときは、請負契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査を監督員に行わせることができる。
- 4 前各号のほか、監督の実施に関し必要な事項は別に定める。

(検査)

第32条 所管課長は、工事又は製造その他について請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結したときは、速やかに、当該契約に係る検査員にその旨通知しなければならない。

- 2 検査員は、前項に規定する通知を受けたときは、必要に応じ当該契約に係る契約の相手方及び監督員の立会いを求めて検査を行わなければならない。
- 3 契約の相手方から給付の完了届の提出があったときは、当該完了の届を受理した日から工事契約については14日以内に、その他契約については10日以内に、検査を完了させなければならない。
- 4 契約の性質上前項に規定する期間内に検査を実施することが著しく困難な場合は、特別の期間を約定することができる。
- 5 前各号のほか、検査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(検査調書の作成)

第33条 検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、取締役社長に報告しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは完了の届に検査合格確認印を押印して検査調書に代えることができる。

- (1) 継続的供給契約に基づき分割して履行される時、又は役務の提供について検査確認したとき。
- (2) 金額が150万円を超えない契約の履行について検査確認したとき。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第34条 検査員の職務は、特別の必要がある場合をのぞき、監督員の職務と兼ねることができない。

(かし担保期間)

第35条 規程第24条に基づく目的物の引渡しを受ける場合、民法(明治29年法令律第89号)の規定の範囲内において、取引の慣行を勘案し、適宜定めるものとする。

- 2 かしが契約の相手方の故意又は重大な過失により生じたと認められるときは、前項の規定にかかわらず、かし担保期間は10年とする。

(かしの補修等)

第36条 規程第24条に基づく目的物の引渡しを受けた後、前条に規定するかし担保期間内にその目的物にかしがあることを発見したとき、又は、そのかしによって損害を受けたときは、契約の相手方に対し、相当の期間を定めて代品の提供、かしの補修、若しくは損害賠償を請求し、又は代品の提供若しくはかしの補修とともに損害賠償を請求しなければならない。

(支払の時期)

第37条 規程第25条に規定する支払を行うことが著しく困難な特殊な内容を有するものについては、特別の期間を約定することができる。

2 規程第25条に規定する支払請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見し、その事由を明示して当該支払請求書を契約の相手方に返付したときは、当該請求書を返付した日から相手方の是正した請求書を受領した日までの期間は、約定した期間へ算入しないものとする。

(遅延利息)

第38条 規程第25条および前条第1項に規定する支払期日までに対価を支払わない場合は、約定した支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条に規定する財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うことを約定しなければならない。ただし、その約定した支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、特に定めがない限り、当該事由の継続する期間は、約定には算入せず、又は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(相殺)

第39条 契約の相手方から徴収すべき金額は、その者に支払うべき金額と相殺することを約定することができる。

(代価の分割等)

第40条 規程第25条に規定する約定が著しく困難であると認めるものについては、相当の期間を定め分割してその代価を納入させ、又は物件の引渡し後若しくは使用中にその代価を納入させることを約定することができる。

附則

- 1 この細則の改廃は、担当取締役の決裁によるものとする。
- 2 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 31 日）

- 1 この細則は平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 20 日）

- 1 この細則は平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日）

- 1 この細則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。